

会 則

- 第 1 条 本会は、稲土会東海支部（愛称しゃち会）と称し、事務局を中部電力（30・31年度）内に置く。
- 第 2 条 本会は、会員相互の親睦および連絡を図ることを目的とする。
- 第 3 条 本会は、稲土会の会員にして、勤務地または住所が東海地方にある者からなる。
- 第 4 条 本会は、次の役員を置く。
支部長 1名、 副支部長 8名以内
幹事長 1名、 幹 事 若干名
- 第 5 条 本会には必要に応じ相談役を置くことができる。
- 第 6 条 役員任期は2か年とする。
- 第 7 条 役員会は、役員をもって構成し、会の運営にあたる。役員会は、毎年1回以上開催し、支部長が招集する。
- 第 8 条 総会は、毎年1回秋季に開催し、支部長が招集する。また、役員会が必要と認めた場合、適宜開催できるものとする。
- 第 9 条 本会の経費は、年会費および寄付金をもってこれにあてる。年会費は、年1回会員から徴収するものとする。
- 第 10 条 本会会則は、昭和 39 年 10 月 23 日より施行する。
(昭和 43 年 6 月 27 日一部改正)
(平成 元年 11 月 10 日一部改正)
(平成 4 年 11 月 13 日一部改正)
(平成 9 年 11 月 13 日一部改正)
(平成 13 年 11 月 9 日一部改正)
(平成 14 年 11 月 8 日一部改正)
(平成 15 年 11 月 14 日一部改正)
(平成 16 年 11 月 5 日一部改正)
(平成 18 年 11 月 10 日一部改正)
(平成 20 年 11 月 14 日一部改正)
(平成 22 年 11 月 5 日一部改正)
(平成 24 年 11 月 9 日一部改正)
(平成 26 年 11 月 14 日一部改正)
(平成 28 年 11 月 11 日一部改正)
(平成 30 年 11 月 9 日一部改正)